

令和8年2月市議会 建設水道委員会資料

第39号議案 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正概要	2
2 現行制度の概要	3
3 改正内容	4
4 施行期日	4
5 条例改正に伴う収支への影響	5～7
6 スケジュール等	8
7 新旧対照表	9～10

上下水道局
令和8年2月

1 改正概要

➤ (1) 改正する条例

長崎市水道事業給水条例

➤ (2) 改正理由

水道料金の算定方法について、検針を行わない月の使用水量を直近の検針で得られた使用水量を基に算定する「**推定**使用水量」に基づく算定方法から、「**実**使用水量」に基づく算定方法へ変更することで、事務の効率化及び費用の縮減を図るとともに所要の整備を行うもの。

➤ (3) 背景

現在の料金算定方法は、昭和52年に水道料金の算定根拠となる使用水量の検針にかかる費用を縮減するため、検針間隔を「毎月」から「隔月」にした際、市民生活への影響を考慮し、毎月徴収を継続するために採用したものの。

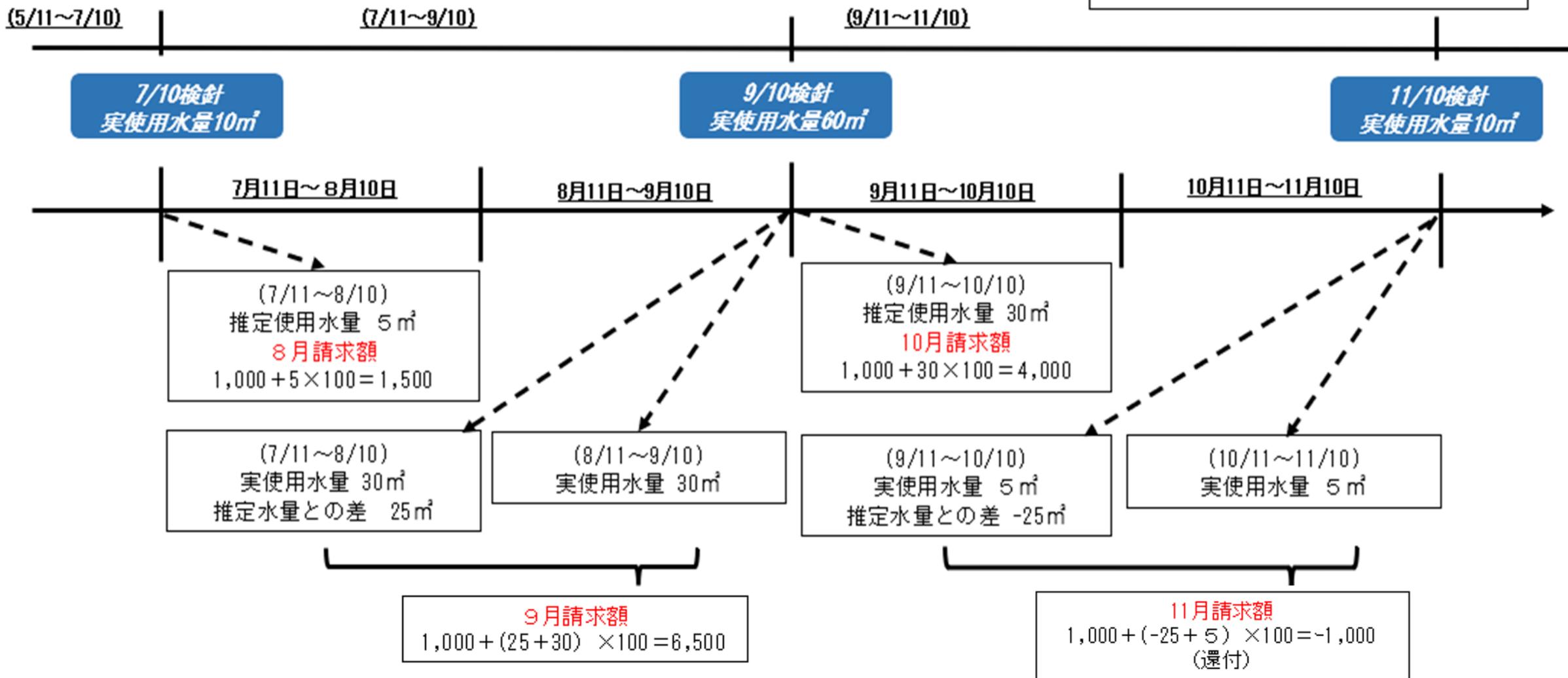
この方法は、検針を行わない月の使用水量を直近の検針で得られた使用水量を基に「**推定**使用水量」として料金を徴収するため、次の検針で得られる「**実**使用水量」との差が大きい場合、料金の大幅な変動や還付が発生するため問合せが多く寄せられ、還付に伴う事務手続も頻繁に発生している。

このような諸問題を解決するため、現在の「**推定**使用水量」に基づく算定方法から「**実**使用水量」に基づく算定方法へ変更する。

2 現行制度の概要

検針を行わない月の使用水量を直近の検針で得られた使用水量を基に「推定使用水量」として料金を徴収。その後の検針で得られた「実使用水量」に基づき、料金を確定し精算。

基本料金	1,000円/月
従量料金	100円/m ³ と仮定



3 改正内容

➤ (1) 算定方法の見直し

検針で得られた実使用水量を2等分したものを直近2か月の使用水量として2か月に分けて請求を行う。



➤ (2) 見直しに伴う効果

区分	変更後	
利用者	制度理解	実使用水量に基づく請求となるため分かりやすい
	支払額	現行制度とほぼ変わらない
上下水道局	事務の効率化	利用者からの問合せ、料金の還付処理に係る業務の縮減
	費用の縮減	業務量の減に伴う人件費や郵送代など事務費の縮減

現在の費用等

- 還付事務処理件数 (令和6年度)
8,597件 (過去5年間の平均 9,121件/年)
- 事務処理に要した人員等
委託業者 3.4人/年 (約13,940千円/年)
職員 0.13人/年 (約 717千円/年)
- 帳票印刷・郵送費用 1,200千円/年
- 合計 (約15,857千円/年)

4 施行期日

➤ 令和9年10月1日

5 条例改正に伴う収支への影響

➤ (1) 算定方法見直し年度における収入の減

- ・算定方法見直し後における直近の検針を行わない月は、料金算定の根拠となる実使用水量が確定できず、当該月分の請求が一か月先送りとなるため、見直し年度における収入が減収。
- ・その額は、水道事業会計で約3.5億円、下水道事業会計で約3億円の見込み。
- ・この場合、水道事業会計においては当該年度の純利益がマイナスとなり、下水道事業会計においては概ね純利益が発生しない見込みとなるが、未処分利益剰余金があるため欠損金は発生しない見込み。

➤ (2) 見直し年度（令和9年度）における収支の見通し

水道事業会計		単位：億円		下水道事業会計		単位：億円	
見直し前		見直し後		見直し前		見直し後	
総収入	99	総収入	96	総収入	118	総収入	115
総支出	97	総支出	97	総支出	115	総支出	115
純利益	2	純利益	▲1	純利益	3	純利益	○
未処分利益剰余金	6	未処分利益剰余金	3	未処分利益剰余金	11	未処分利益剰余金	8



5 条例改正に伴う収支への影響

➤ (3) 水道事業会計収支状況の見通し

(単位：億円)

科目		年度	R6 決算	R7 予算	R8 予算	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R8~R16 計
収益的収支 (税抜き)	収 益	水道料金	84	83	82	78	81	80	79	78	77	76	76	707
		長期前受金戻入	11	11	11	11	11	12	11	11	11	13	12	103
		その他	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	66
		計	102	101	100	96	99	99	97	96	96	97	96	876
	費 用	人件費	12	12	12	11	12	11	13	11	12	10	12	104
		維持管理費ほか	33	36	36	36	34	36	34	35	34	36	36	317
		減価償却費等	47	48	48	49	50	53	52	54	55	59	60	480
		支払利息	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		計	93	97	97	97	97	101	100	101	102	106	109	910
		純利益	9	4	3	△1	2	△2	△3	△5	△6	△9	△13	△34
資本的収支 (税込み)	収 入	企業債	1	2	3	10	6	16	35	16	7	2	2	97
		出資金	5	2	2	4	7	12	31	12	3	1	1	73
		その他	11	12	7	18	15	29	54	24	7	5	9	168
		計	17	16	12	32	28	57	120	52	17	8	12	338
	支 出	建設改良費	51	64	35	80	94	80	136	84	49	41	57	656
		企業債償還金	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	6	65
		その他	14	3	1	4	11	17	25	11	1	1	1	72
		計	75	76	45	92	113	104	168	102	57	48	64	793
		資本的収支差引	△58	△60	△33	△60	△85	△47	△48	△50	△40	△40	△52	△455
		補填 財源 発生額	内部留保資金	42	42	40	46	47	47	43	42	40	51	54
利益剰余金	9	4	3	△1	2	△2	△3	△5	△6	△9	△13	△34		
計	51	46	43	45	49	45	40	37	34	42	41	376		
当年度資金収支	△7	△14	10	△15	△36	△2	△8	△13	△6	2	△11	△79		
累積資金残高	100	86	96	81	45	43	35	22	16	18	7			

※1 R7予算:令和7年度水道事業会計補正予算(第3号)を含む。

R9年度からR13年度まで建設改良費が増となっている理由

高鳥地区海底送水管更新工事及び新浄水場共同整備事業に係る工事など大型工事を行うことによるもの

R10年度の累積資金残高がR9年度と比較し、大幅減となっている理由

三重浄水場中央監視装置更新及び本河内浄水場受変電設備更新など先送りができない工事を予定しており、支出が増となることによるもの

5 条例改正に伴う収支への影響

➤ (4) 下水道事業会計収支状況の見通し

(単位：億円)

科目		年度											R8~R16 計	
		R6 決算	R7 予算	R8 予算	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
収益的 収支 (税抜き)	収	下水道使用料	75	75	74	71	73	72	72	71	70	70	69	642
	益	長期前受金戻入	23	23	24	25	27	25	25	25	26	25	25	227
		その他	21	22	20	19	26	23	21	20	19	19	19	186
		計	119	120	118	115	126	120	118	116	115	114	113	1,055
	費 用	人件費	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	53
		維持管理費ほか	32	38	42	39	38	38	39	40	41	41	42	360
		減価償却費等	62	62	63	65	74	68	67	67	68	69	68	609
		支払利息	7	6	6	5	6	5	5	4	4	4	4	43
計	107	112	116	115	124	117	117	117	119	120	120	1,065		
純利益	12	8	2	0	2	3	1	△ 1	△ 4	△ 6	△ 7	△ 10		
資本的 収支 (税込み)	収	企業債	8	36	25	57	14	15	8	18	19	3	10	169
	入	出資金	20	21	21	19	17	16	14	13	12	11	10	133
		その他	13	17	23	39	17	21	8	24	22	9	15	178
		計	41	74	69	115	48	52	30	55	53	23	35	480
	支 出	建設改良費	25	51	40	106	48	55	27	61	59	25	41	462
		企業債償還金	58	57	55	52	45	44	40	36	35	33	29	369
		その他	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	8
		計	84	109	95	159	94	100	68	98	95	59	71	839
資本的収支差引	△ 43	△ 35	△ 26	△ 44	△ 46	△ 48	△ 38	△ 43	△ 42	△ 36	△ 36	△ 359		
補填 財源 発生額	内部留保資金等	41	42	41	44	46	42	42	42	43	41	42	383	
	利益剰余金	12	8	2	0	2	3	1	△ 1	△ 4	△ 6	△ 7	△ 10	
	計	53	50	43	44	48	45	43	41	39	35	35	373	
当年度資金収支	10	15	17	0	2	△ 3	5	△ 2	△ 3	△ 1	△ 1	14		
累積資金残高	134	149	166	166	168	165	170	168	165	164	163			

※1 R7予算:令和7年度下水道事業会計補正予算(第3号)を含む。

今後の大型事業

- ・中部下水処理場ほか解体工事及び西部下水処理場し尿等受入施設建設工事(令和9年度まで)
- ・第3期下水道ストックマネジメント事業(令和11年度～令和15年度)

6 スケジュール等

➤ (1) スケジュール

	令和8年度	令和9年度
上下水道料金等 管理システム改修	ソフトウェア開発	システムテスト・納品
市民周知	広報誌・ホームページ・SNS・自治会回覧	検針票・使用水量のお知らせ

➤ (2) 予算措置の状況（令和8年度設定 債務負担行為）

・上下水道料金等管理システム改修業務委託 限度額 40,782千円 ※水道事業会計当初予算書 34,35ページ

主な作業内容	項目	作業内容	作業期間
令和8年度	要件分析	必要な追加機能等を明確化し、課題抽出及び解決方法を集約	2週間
	詳細設計	追加機能等のシステム処理をフローチャート図等で作成	4か月
	ソフトウェア構築	詳細設計に基づき、プログラムを作成	5か月
令和9年度	単体、結合テスト	作成したプログラム部分の動作確認	4か月
	総合テスト	検針データの取込、料金計算、帳票出力といった一連の動作確認	4か月
	成果物作成、納品	納品物等の作成	2週間

7 新旧対照表

➤ 長崎市水道事業給水条例

改正後	改正前
<p>(従量料金)</p> <p>第26条 従量料金は、<u>2箇月</u>ごとの基準日に行うメーターの検針により計量した使用水量(その使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次のメーターの検針により計量する使用水量とする。)の2分の1に相当する水量(その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を検針を行った月分の使用水量とする。)を、検針を行った月分及びその前月分の使用水量として、それぞれ別表第2により算定して得た額とする。</p> <p>2 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、基準日以外の日にメーターを検針し、従量料金を算定することができる。</p> <p>第27条 〔略〕 (従量料金の算定の特例)</p> <p>第28条 基準日以外の日において給水装置の使用を開始した場合は、当該日から直後の基準日までの期間の使用に係る従量料金は、<u>1箇月分</u>として算定する。</p> <p>2 基準日以外の日において給水装置の使用を休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合は、直前の基準日の翌日から当該日までの期間の使用に係る従量料金は、<u>1箇月分</u>として算定する。<u>この場合において、その算定に用いる使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、給水装置の使用を休止し、又は給水を停止した場合にあっては再開した日以後の最初のメーターの検針により計量する使用水量にその端数を加えて算定し、給水装置の使用を廃止した場合にあってはその端数を切り捨てて算定するものとする。</u></p>	<p>(従量料金)</p> <p>第26条 従量料金は、<u>2月</u>ごとの基準日に行うメーターの検針により計量した使用水量(以下「2月分の使用水量」という。)に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 検針を行わない月(以下「推定月」という。) その直前の2月分の使用水量の2分の1に相当する水量に応じ別表第2により算定して得た額</p> <p>(2) 検針を行う月 2月分の使用水量を各月均等に使用したものとみなして、それぞれ別表第2により算定して得た額の合算額からその直前の推定月分の従量料金の額を控除して得た額</p> <p>2 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、基準日以外の日にメーターを検針し、従量料金を算定することができる。</p> <p>第27条 〔略〕 (従量料金の算定の特例)</p> <p>第28条 基準日以外の日において給水装置の使用を開始した場合は、当該日から直後の基準日までの期間の使用に係る従量料金は、<u>1月分</u>として算定する。</p> <p>2 基準日以外の日において給水装置の使用を休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合は、直前の基準日の翌日から当該日までの期間の使用に係る従量料金は、<u>1月分</u>として算定する。</p>

7 新旧対照表

➤ 長崎市水道事業給水条例

改正後	改正前
<p>(給水装置の取り外し) 第38条 管理者は、使用廃止の状態にあると認められる給水装置について、水道の管理上必要があるときは、給水装置を配水管から取り外すことができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 令和9年10月にメーターの検針を行う場合における当該月分の料金の算定については、改正後の長崎市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(給水装置の取りはずし) 第38条 管理者は、使用廃止の状態にあると認められる給水装置について、水道の管理上必要があるときは、給水装置を配水管から取りはずすことができる。</p>